

二 戸 市 農 地 賃 借 料 情 報

令和3年1月から令和3年12月までに締結(公告)された10a当たりの賃借料の実勢価格は、次のとおりとなっております。

データ数(案件数)に限りがありますので、実際に契約する場合は、貸し手・借り手の双方で協議し決定してください。

(円/10a当たり)

| | 地域別 | 最高額 (円) | 最低額 (円) | 平均額 (円) | データ数 |
|-----|-------|---------|---------|---------|------|
| 田の部 | 斗 米地区 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 3件 |
| | 仁左平地区 | 9,800 | 9,800 | 9,800 | 1件 |
| | 御返地地区 | 2,700 | 2,700 | 2,700 | 5件 |
| | 金田一地区 | 9,700 | 9,700 | 9,700 | 1件 |
| | 浄法寺地区 | 9,900 | 7,400 | 9,400 | 5件 |
| 畑の部 | 福 岡地区 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 2件 |
| | 石切所地区 | 9,900 | 3,000 | 7,600 | 6件 |
| | 斗 米地区 | 22,500 | 7,500 | 13,100 | 28件 |
| | 御返地地区 | 4,000 | 3,000 | 3,800 | 6件 |
| | 金田一地区 | 9,800 | 3,000 | 7,500 | 3件 |
| | 浄法寺地区 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 1件 |

※花卉栽培・ハウス(野菜栽培)・果樹栽培などの作物栽培条件や農地・道路・水などの環境条件等により、各地区の貸し借りの契約価格が異なります。

農地を転用するときは農地法の許可が必要です

◎農地転用とは……………

農地を住宅や倉庫等の建物敷地、
資材置場、駐車場、植林(松・杉等)、
道路、山林等の農地以外に
転換することです。

なお、一時的に工事などでの
資材置場や残土置場、砂利採
取場等に利用する場合も転用
になります。

